

福岡県公報

令和 5 年 12 月 22 日
第 458 号

目 次

告 示 (第780号 - 第803号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○飼料の試験結果の概要	(畜産課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	9

○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10

公 告

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	11
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	12
○一般競争入札の実施	(文化振興課)	14
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	16

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部地域総務課)	16
○教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	16

警察本部

○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等の一部を改正する告示	(警察本部情報管理課)	18
--	-------------	----

告 示

福岡県告示第780号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 5 年 12 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字山家1167の2・1176（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山家1167の2・1176（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第781号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字深倉山2391の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第782号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡広川町大字小椎尾字谷5513、5519

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷5513・5519（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第783号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原鼓字池ノ逆592の1、字荒平1116の1、1116の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第784号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原鼓字赤藪2806の1、2834の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第785号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡筑前町栗田字釜寺470、479、480の1、481、484の2、492、498の1、498の2、499、500、502、505、506

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字釜寺470・479・480の1・481・484の2・498の1・498の2・499・502・505・506（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第786号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字松尾2601、2602

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松尾2602（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第787号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字馬場7788の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第788号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、令和5年9月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
---------------------	------------	-------	----------	------	-------

フィード・ワン株式会社 北九州畜産工場 7020001107810 北九州市若松区 響町一丁目120 番14	同左	スピリット 前期	令和 5 年 9 月	栄養成分等－粗たん白 質、粗脂肪、粗繊維、 粗灰分、カルシウム、 りん、可消化養分総量	－
		成鶏用飼料 らんらん	令和 5 年 9 月	栄養成分等－粗たん白 質、粗脂肪、粗繊維、 粗灰分、カルシウム、 りん、代謝エネルギー	－

注 1 取去した飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第 1 項又は第29条第 2 項若しくは第30条第 2 項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の欄中に『規』と記載している。

2 試験項目の欄には、栄養成分等－粗たん白質、一般鑑定の検査項目ごとに記載している。

3 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合には、その成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合には、その内容を記載している。

福岡県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 5 年12月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	江 島 筑 後 線	筑後市大字若菜1051番 1 先から 筑後市大字若菜1074番 6 先まで

福岡県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

5 年12月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大牟田 川 副 線	柳川市大和町皿垣開1506番 1 先から 柳川市大和町皿垣開1754番 1 先まで

福岡県告示第791号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第981号）により指定した八女農業振興地域の区域、農業振興地域の指定（昭和45年 3 月福岡県告示第296号）により指定した黒木農業振興地域の区域及び立花農業振興地域の区域、農業振興地域の指定（昭和48年10月福岡県告示第1063号）により指定した上陽農業振興地域の区域並びに農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した矢部農業振興地域の区域及び星野農業振興地域の区域を統合し、次のように八女農業振興地域とするので、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 5 項の規定により公告する。

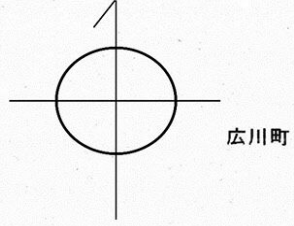
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県筑後農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和 5 年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 農業振興地域名
八女地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

八女農業振興地域の区域を 表示した図面 (八女市)



広川町

筑後市

みやま市

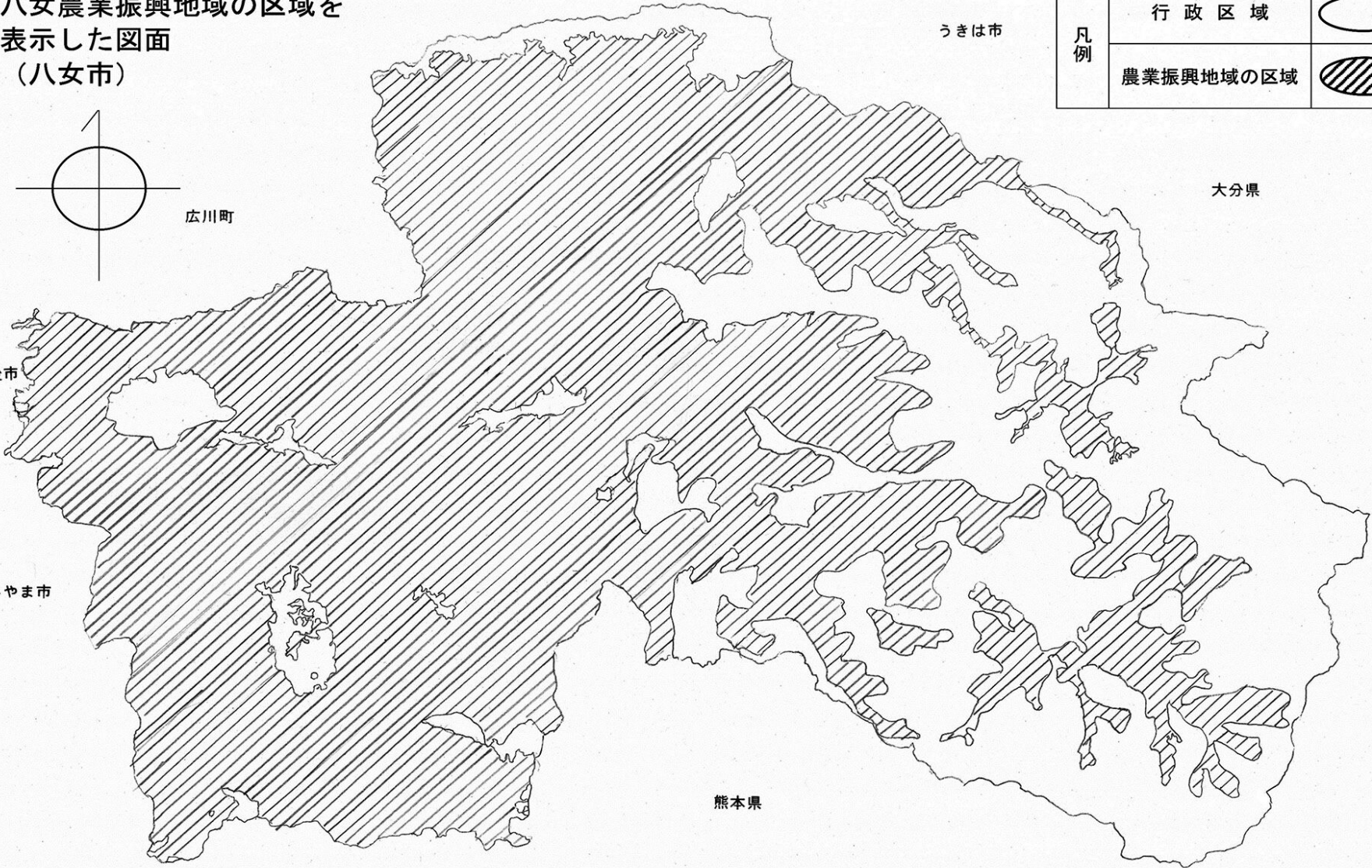
久留米市

うきは市

大分県

熊本県

凡例	行政区域	
	農業振興地域の区域	



福岡県告示第792号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所
八女市立花町白木字弁天2239の2、2239の4、2240の3、2240の4、2241の3から2241の5まで、2243の3、2247の4、字荒鼻2283の12、2283の13
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	犀 川 豊 前 線	前	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番1先まで	5.7 ～ 11.0	216.0
			前	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番1先まで	8.5 ～ 24.3	200.0

後	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番1先まで	5.7 ～ 11.0	216.0
	後	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番1先まで	8.5 ～ 24.3

福岡県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年12月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀 川 豊 前 線	築上郡築上町大字寒田1993番11先から 築上郡築上町大字寒田1985番1先まで

福岡県告示第795号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
糸島地生歯65	二丈わかば歯科クリニック	糸島市二丈深江1806-3	R5・12・1
北筑後生歯8	保坂歯科医院	三井郡大刀洗町大字高樋2466-2	R5・12・1
八女生薬58	モトムラ薬局	八女市吉田8-2	R5・12・1
小生薬58	アウル薬局美鈴が丘店	小郡市美鈴が丘五丁目2-2	R5・11・1
宰生訪19	訪問看護ステーション 愛夢 HOPE	太宰府市水城三丁目2-8	R5・12・1
春生訪20	訪問看護 るーぷ	春日市小倉二丁目2番地 1階C号室	R5・12・1
筑紫生訪15	訪問看護ステーション Reafちくしの	筑紫野市美しが丘北一丁目11-6	R5・11・1
大生訪29	訪問看護ステーション Reafおおむた	大牟田市白金町83	R5・11・1
飯生訪47	アフィニティーきんもくせい 頼田訪問看護ステーション	飯塚市口原347-1	R5・10・17

福岡県告示第796号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
糸島地生122	はたえなごやか内科クリニック	糸島市波多江駅北四丁目1-14 1階	R5・9・30
大生419	社会保険 大牟田吉野病院	大牟田市大字吉野字中尾1063	R5・11・1
飯生歯57	柴田純歯科診療所	飯塚市宮町1-4	R5・10・31

宗生薬11	みなと薬局	宗像市神湊937-3	R5・10・31
福津生薬16	健生堂薬局	福津市中央六丁目6-16	R5・9・30
小生薬50	新生堂薬局 美鈴が丘店	小郡市美鈴が丘五丁目12-2	R5・10・31
直生薬62	ハート薬局	直方市大字感田2220-10	R5・10・28
春生訪16	クラッチケア訪問看護ステーション 春日小倉	春日市小倉二丁目2-1階C号室	R5・11・30
嘉麻生訪6	訪問看護ナースステーション ゆめの樹	嘉麻市鴨生257-32	R5・10・31

福岡県告示第797号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直生101	福原内科・脳神経内科クリニック	直方市大字感田2226	直方市大字感田1872-6	R5・11・1
宮生薬24	本城薬局	宮若市本城678-4	宮若市本城1119	R5・10・30
直生訪15	訪問看護ステーション 泉帆	直方市大字上境289-1	直方市大字感田523-5	R5・4・1

福岡県告示第798号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成

6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
行生マ16	高塚 彰(訪問マッサージとよ)	行橋市大字大野井813	R5・6・1
大生柔107	織田 和真(銀座鍼灸整骨院)	大牟田市下白川町二丁目157-3	R5・11・1
み生柔30	宮原 優太(鍼灸接骨院 みや)	みやま市山川町尾野1702	R5・10・30
飯生はき43	越智 茜(やしま整骨院)	飯塚市西徳前10-1	R5・11・1
行生はき2	高塚 彰(訪問マッサージとよ)	行橋市大字大野井813	R5・6・1

福岡県告示第799号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
行生マ13	渡部 祐弥(訪問マッサージとよ)	行橋市大字大野井813	R5・5・31

福岡県告示第800号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
宰介薬37	美しま薬局 政庁前店	太宰府市観世音寺一丁目29-10	R5・9・1	居管・予居管
大介薬152	ひまわり調剤薬局	大牟田市浄真町45-3	R5・12・1	居管・予居管
飯居490	デイサービスゆめの樹	飯塚市綱分1170-4	R5・12・1	地通介

福岡県告示第801号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
宰居118	訪問看護ケアステーションやよい	訪問看護ハピネス	太宰府市五条二丁目6-15 ジョイナス五条1階	R5・10・1

宰居81	在宅介護ケアステーションやよい	訪問介護ハピネス	太宰府市五条二丁目6-15 ジョイナス五条1階	R 5・10・1
------	-----------------	----------	----------------------------	----------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宮介薬24	本城薬局	宮若市本城678-4	宮若市本城1119	R 5・10・30
宰居118	訪問看護ハピネス	太宰府市五条二丁目22番33号 車屋第5ビル106号	太宰府市五条二丁目6-15 ジョイナス五条1階	R 5・10・1
直居202	訪問看護ステーション 泉帆	直方市大字上境289番地1	直方市大字感田523番地5	R 5・3・13
宰居81	訪問介護ハピネス	太宰府市五条二丁目22番33号 車屋第5ビル106号	太宰府市五条二丁目6-15 ジョイナス五条1階	R 5・10・1

福岡県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	添田小石原線	前	田川郡添田町大字添田1017番4先から 田川郡添田町大字添田1017番3先まで	9.3 ～ 12.3	34.0
			後	田川郡添田町大字添田1017番4先から 田川郡添田町大字添田1017番3先まで	10.3 ～ 20.3	34.0

福岡県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	位登田線	前	田川市大字弓削田1787番1先から 田川市大字弓削田1781番1先まで	7.6 ～ 9.0	51.0
			後	田川市大字弓削田1787番1先から 田川市大字弓削田1781番1先まで	9.0 ～ 42.3	51.0

公告

公告

雷山大溜池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
有田 継雄	糸島市有田485番地
是永 正明	糸島市富504番地
馬場 孝信	糸島市潤三丁目17番1号
三坂 俊司	糸島市新田336番地
徳永 日出利	糸島市蔵持832番地3

2 退任監事

氏名	住所
高武 俊基	糸島市三坂771番地
藤井 満	糸島市泊174番地1

3 就任理事

氏名	住所
高武 俊基	糸島市三坂771番地
是永 正明	糸島市富504番地
徳永 日出利	糸島市蔵持832番地3
三坂 俊司	糸島市新田336番地
中村 廣紀	糸島市志登529番地

4 就任監事

氏名	住所
池田 和知	糸島市泊1706番地3
波多江 浩一	糸島市波多江1072番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年12月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス広川中学校前店

(2) 所在地 八女郡広川町大字久泉字堀見テ480番1外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和6年8月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,379平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内	55

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物敷地南側	15

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物東側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内東側	10.35

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1 箇所	建物敷地東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 00 分から午後 11 時 00 分

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成 14 年福岡県条例第 80 号）第 19 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社 A O Z O R A

(2) 所在地

田川市大字伊田 3596 番地 3 パサージュ新橋 K 2 102 号

(3) 代表者

代表取締役 大場 大助

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和 5 年 12 月 6 日

4 処分の理由

事業者の役員が法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第 14 条第 5 項第 2 号ニに該当するに至った。このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 12 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字東 19 番 1、19 番 2、19 番 4 から 19 番 8 まで、31 番 6 及び 31 番 7 並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 5 年 12 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
九州国立博物館清掃業務 一式
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数

- イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
 - (1) 申請方法
次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
 - カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
 - キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
 - ケ 営業概要表（様式第5号）
 - コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和 6 年 1 月 23 日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 9 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 7 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 12 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 75
- (2) 購入等件名及び数量 九州国立博物館清掃業務 一式
- (3) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (4) 履行期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 履行場所 九州国立博物館
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額（税込み）の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 次のア又はイに該当する者。
- ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和 5 年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」の A、B 又は C 等級に格付けされている者であること。
- イ 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号）」に定める資格を得ている者のうち、入札参加希望業種が業種品目 13-03（ビル清掃管理）で、A A 又は A の等級に格付けされている者であること。
- (2) 独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）」に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

(5) 令和3年度から令和5年度までの間に、請負者の責に帰す事由による契約不履行等の事実がない者であること。

(6) 令和元年度から令和5年度までの間に、公共機関等において、取引停止・指名停止等の処分を受けた事実がない者であること。

(7) 次のうちいずれかに該当すること。

ア 令和元年度から令和5年度までの間に、延床面積10,000㎡以上の博物館又は美術館において、建物清掃業務を、12か月以上継続して実施した者であること。

イ 令和元年度から令和5年度までの間に、同一の複合商業施設において、延床面積20,000㎡以上の建物清掃業務を24か月以上継続して実施した者であること。

(8) 請負業者において、令和5年12月現在でビルクリーニング技能士1級を取得している者が在籍していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

ア 〒818-0118 太宰府市石坂四丁目7番2号 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課財務係 中島卓 電話 092-918-2843

イ 〒818-0118 太宰府市石坂四丁目7番2号 福岡県立アジア文化交流センター広報課 長家洪 電話 092-929-3272

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

令和6年2月13日17時00分

(4) 開札の日時及び場所

令和6年3月8日11時00分 九州国立博物館2階第二会議室

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、証書を提出する場合又は過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体若しくは国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合又は過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体若しくは国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札、その他入札説明書に記載する入札の条件に違反した入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当

該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

9 入札結果の開示

この入札の結果については、入札参加者又は第三者が請求を行った場合は、落札者との契約の締結後、その求めに応じて開示を行うこととする。

10 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約書に定めるもののほか、落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (3) この事業は令和6年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては事業を中止又は一部変更して実施することがある。
- (4) 手続における交渉はない。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Contracting Entity : Yoshihide Koizumi, Senior Deputy Director, Kyushu National Museum ; Seitarou Hattori, Governor, Fukuoka prefecture
- (2) Classification of the products to be procured : 75
- (3) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning service for buildings in Kyushu National Museum
- (4) Delivery period : From 1 , April, 2024 through 31, March, 2026
- (5) Delivery place : Kyushu National Museum
- (6) Time limit of tender : 5 : 00 P. M. 13, February, 2024
- (7) Contact point for the notice : Takashi Nakashima, Chief Finance Officer, Kyushu National Museum, 4 - 7 - 2, Ishizaka, Dazaifu - shi, Fukuoka 818 - 0118 Japan, TEL 092 - 918 - 2843 ; Ko Nagaya, Staff, 4 - 7 - 2, Ishizaka, Dazaifu - shi, Fukuoka 818 - 0118 Japan, TEL 092 - 929 - 3272

公告

福岡県建築士法施行細則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年12月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和5年12月22日から令和6年1月22日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第11号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年12月22日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県若松警察署の部栄盛川交番の項中「栄盛川交番」を「波打町交番」に、「栄盛川町4番17号」を「波打町9番27号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月12日から施行する。

福岡県公安委員会告示第295号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和5年12月22日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
。
- 3 審査の方法
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和6年1月22日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号	
令和6年1月23日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで		ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和6年1月29日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	遠賀郡遠賀町大字今古賀81番地の5 おんが自動車学校	普通、普通第二種、中型第二種及び大型第二種免許
令和6年1月30日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		北九州市門司区大字畑120番地 アイルモータースクール門司	大型、中型、準中型、牽引及び大型特殊免許
令和6年1月31日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		糟屋郡志免町王子一丁目28番16号 アイルモータースクール博多の森	大型二輪及び普通二輪免許

- 5 審査の申請手続及び受付期間
 - (1) 審査の申請手続
 - ア 提出書類
 - 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
 - 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両

面の写し

- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
 - ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
 - ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

- イ 提出先
福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
 - ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。
- (2) 受付期間
 - ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和6年1月12日（金曜日）まで（福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和6年1月12日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。
- 6 その他
 - (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
 - (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
 郵便番号 811-1392
 所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号
 電話番号 092-566-2892

警 察 本 部

福岡県警察本部告示第79号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（令和3年5月福岡県警察本部告示第31号）の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月22日

福岡県警察本部長 岩下 剛

1 の表中

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
--	---------

を

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）

に改める。

4の(1)の表及び4の(3)の表に次のように加える。

古物営業法施行規則

第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）